

平成28年第5回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成28年3月15日（火）14時00分から15時20分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、住吉徳彦、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 友野晃、総務部長 川添弘人、
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 辰田一郎、総務課長 木原茂、
教職員課長 原田靖

6 傍聴者等数

なし

7 会議

14時00分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）「市町村立学校長の人事について」、協議（2）「県立学校長の人事について」、協議（3）「県立学校事務職員の人事について」及び協議（4）「事務局等職員の人事について」は、住吉委員からいずれも人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）議事

- ・第13号議案 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第14号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法

律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則の制定について

第13号議案及び第14号議案については、いずれも法改正に伴う福岡県教育委員会規則の一部改正に係る案件であるため、一括して審議することとされた。

木原総務課長から、第13号議案については、行政不服審査法が全部改正され、新たな行政不服審査法が制定されたことにより、これまで異議申立てと審査請求の2種類あった行政処分の不服申立ての手続きが審査請求に一元化されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。また、第14号議案については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の制定により、「地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、人事評価について規定している教育委員会規則において、所要の規定の整備を行うものであり、改正の対象となる規則は、「福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」及び「福岡県立学校職員の人事評価に関する規則」である旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、不服申立の事例はあるのかとの質問があった。

これに対して、木原総務課長から、この5年間程は事例がない旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、不服申立期間が従来は60日以内だったものが3か月以内に長くなったことについて質問があった。

これに対して、木原総務課長から、今回の法改正は、公正性の向上や、国民の救済手段の充実・拡充等の観点から行われたものであり、不服申立期間が長くなったのは、国民の救済手段の充実等の観点からである旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第13号議案及び第14号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

(2) 協議

・市町村立学校長の人事について

原田教職員課長から、平成28年度当初の市町村立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

- ・ 県立学校長の人事について

原田教職員課長から、平成28年度当初の県立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

- ・ 県立学校事務職員の人事について

木原総務課長から、平成28年度当初の県立学校事務職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

- ・ 事務局等職員の人事について

城戸教育長から、平成28年度当初の県教育委員会事務局等職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

奥田委員長が閉会を宣言し、15時20分閉会した。